

令和6年度長野県景気動向調査（非製造業）委託業務仕様書

第1章 総則

第1（適用範囲）

本仕様書は、長野県知事 阿部守一（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）に委託する「令和6年度長野県景気動向調査（非製造業）業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2（事業目的）

本業務は、県内の非製造業の景気動向を把握するため、事業者を対象に景況判断に必要な項目に関して書面調査等を行い、県内企業の経営活動の参考とするもの。

第3（関係法令）

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- （1）長野県財務規則及び諸規則
- （2）契約書
- （3）その他関係法令及び通達等

第4（損害賠償）

本業務の遂行中に生じた諸事故に関する損害は、第三者に及ぼしたものを含めて受注者が負担するものとする。

- 2 発注者の責により受注者が損害を受けた時は、発注者が負担するものとし、その処理方法、額等は発注者と受注者が定めるものとする。

第5（事務処理）

本業務の実施に当たり、関係官公署その他に対する必要な事務手続きは、発注者の指示により受注者の責任において処理する。

第6（秘密保持）

受注者は本業務の処理上知り得た秘密を他に一切漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第7（資料管理）

受注者は発注者から貸与された資料等について、破損、汚損、滅失、盗難等事故のないよう管理取扱いに十分注意し、本業務完了後は速やかに返却する。

第8（完了検査）

受注者は本業務完了後、主任研究員等本業務の統括責任者の立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。

2 成果品について発注者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い再検査の合格をもって完了とする。

第9 (契約不適合責任)

完了検査終了後において成果品に受注者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、発注者の指示に従い受注者の責任において補正を行う。

第10 (履行期間)

この委託業務の履行期間は契約締結の日から、2025年3月21日(金)までとする。

受託者は、契約締結後、速やかに実施計画書を提出しなければならない。

第11 (疑義)

本仕様書に記載なき事項、業務内容に変更等、疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議して定める。

2 委託料又は、履行期限を変更する必要がある時は、書面によりこれを定める。

第2章 業務内容

第12 (業務内容)

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) アンケート調査の実施

ア 調査対象

以下に掲げる県内の事業所400事業所とする。(業種別内訳は以下の(ア)～(カ)のとおり)
なお、対象とする事業所の名簿については、県から提供するものとする。

(ア) 建設業	60 事業所
(イ) 卸売業	40 事業所
(ウ) 小売業	200 事業所
(エ) 飲食業	50 事業所
(オ) 宿泊業	30 事業所
(カ) 情報サービス業	20 事業所

イ 調査方法

書面調査、面接調査及びヒアリング調査(1業種2事業所程度)を行うものとする。

回収率は50%以上とし、これに達しない場合は、電話及びFAX等で督促を行うなど高回収率となるよう努めるものとする。

ウ 調査項目

- (ア) 業況 (昨年同期との比較、3ヶ月前との比較及び3ヶ月後の予想、以下(イ)～(ケ)の項目についても同様)
- (イ) 売上高
- (ウ) 受注件数 (取引先)
- (エ) 販売 (請負) 価格
- (オ) 商品 (資材等) 仕入額

- (カ) 商品（資材等）仕入単価
- (キ) 商品在庫数量（空室数）
- (ク) 営業利益率（収益率）
- (ケ) 資金繰り
- (コ) 業況（昨年同期との比較）変化の要因
- (サ) 経営上の問題点
- (シ) 経営上の対応策
- (ス) 付帯調査が必要となった場合は付帯項目

エ 調査回数

4回

オ 調査時期（時点）

4月末、7月末、10月末、1月末

(2) 県へ報告

長野県経営・創業支援課への調査報告書及び関係するデータを提出

(3) 発送企業リストの差し替え

調査対象事業者のうち、廃業等によりアンケート調査が困難となった事業者に関し、発送企業のリストを差し替える。この場合、建設業、情報サービス業、卸売業、宿泊業については県が受託事業者に提供するリストをもとに、受託事業者が候補者にアンケート調査の協力を依頼する。小売業、飲食業については、受託事業者が候補者を独自に調べ、協力を依頼することとする。

第3章 成果品目等

第13（成果品目）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) アンケート調査票一式

(2) 調査報告書等

ア 以下の内容の電子データを収納した CD-R 正副各1枚

(各調査期ごとに報告用データを作成)

報告書の内容は、アンケート調査結果、ヒアリング調査及び面接結果並びに県内景気動向、消費動向、意識調査、地域動向及び受託者が保有する情報による分析に基づくコメント文章及びグラフとする。

なお、ファイル形式は、Microsoft Word 2013 又は Microsoft Word 2016 とする。図表の場合は、Microsoft Excel 2013 又は Microsoft Excel 2016、Microsoft PowerPoint 2013 又は Microsoft PowerPoint 2016、BMP 形式、GIF 形式、JPEG 形式とする。

(ア) 全体景気動向概況

状況及び分析コメント並びに業況指標

(イ) 業種別概況

業種毎（建設業、卸売業、小売業、飲食業、宿泊業、情報サービス業）の状況及び分析コメント並びに業況指標

- (ウ) 全体景気動向グラフ（前年同期比）
業況判断、売上高、受注件数（取引先）、販売価格、営業利益率（収益率）及び資金繰りに
ついて時系列のグラフ
 - (エ) 全体景気動向グラフ（3ヶ月前比及び3ヶ月後予想）
業況判断、売上高、受注件数（取引先）、販売価格、営業利益率（収益率）及び資金繰りに
ついて時系列のグラフ
 - (オ) 業種別景気動向グラフ（前年同期比）
業況判断、売上高、受注件数（取引先）、販売価格、営業利益率（収益率）及び資金繰りに
ついて、業種別の時系列のグラフ
 - (カ) 業種別景気動向グラフ（3ヶ月前比及び3ヶ月後予想）
業況判断、売上高、受注件数（取引先）、販売価格、営業利益率（収益率）及び資金繰りに
ついて時系列のグラフ
 - (キ) 小売業規模別グラフ及びコメント（前年同期比）
 - a 業況判断、売上高、及び営業利益率（収益率）について、規模別の時系列グラフ並びに状
況及び分析コメント
 - b 経営上の問題点と対応策について、項目別のグラフ及び状況コメント
 - (ク) 小売業業態別グラフ及びコメント（前年同期比）
 - a 業況判断、売上高、及び営業利益率（収益率）について、業態別の時系列グラフ並びに状
況及び分析コメント
 - b 経営上の問題点と対応策について、項目別のグラフ及び状況コメント
 - (ケ) 事業所別業況判断一覧表
業況判断について事業所別に前年同期比、3ヶ月前比及び3ヶ月後予想を一覧表で作成
 - (コ) 商業関係主要指標
 - (ク) アンケート回収チェック表
事業所等別の回収状況を一覧表で作成
 - (シ) 回収状況表
地域、業態、業種及び規模別の回収状況を一覧表で作成
 - (ス) 調査結果一覧表
地域、規模、業種及び業態別に、調査数、構成比、回答数、回答率及び分析データを、対前
年同月比、対3ヶ月前比及び3ヶ月後予想を一覧表で作成
 - (セ) コメント一覧表
個別調査表に記載されているコメントを一覧表で作成
 - イ 調査報告書 A4版印刷物 1部（各調査期ごとに報告書を作成）
主に(2)の(ア)～(カ)を活用し作成（内容は県と協議のうえ決定）
- (3) 提出期日
調査月の翌月の20日とする。
ただし(2)のイ「調査報告書」については調査月の翌々月の15日とする。

第4章 その他

第14（著作権及び産業財産権）

本業務により新たに発生した著作権及び産業財産権については、県に帰属する。

納入される成果品に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約書等に係る一切の手続きを行うものとする。